

「子の看護休暇等に関する取扱いについて」通知新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>(定義)</p> <p>1. この通知において、使用する休暇の名称と表名称欄との対応関係については、次の表に掲げるとおりとし、これらの休暇を総称して「子の看護休暇等」という。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休暇の名称</th> <th style="text-align: center;">対応する表名称欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者出産休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄14</u></td> </tr> <tr> <td>育児参加休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称欄10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄15</u></td> </tr> <tr> <td>子の看護休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称欄11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄16</u></td> </tr> <tr> <td>介護休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称欄12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄17</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1日分に相当する時間数)</p> <p>3. 時間又は分単位で取得した子の看護休暇等を日に換算する場合には、当該職員の1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合は、1日平均の所定労働時間数とし、1時間に満たない端数については、<u>15分以下</u>の端数は15分、<u>30分以下</u>の端数は30分、<u>45分以下</u>の端数は45分、<u>60分以下</u>の端数は1時間にそれぞれ置き換えた時間数）を1日分に相当する時間数とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">例) 1日の所定労働時間      7時間45分の場合  <span style="padding-left: 180px;">7時間45分</span>  <span style="padding-left: 180px;">平均5時間25分の場合</span>  <span style="padding-left: 180px;">5時間30分</span>  <span style="padding-left: 180px;">平均5時間50分の場合</span>  <span style="padding-left: 180px;">6時間00分</span></p> <p>(子の看護休暇について)</p> <p>7-1. 「負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話」とは、負傷し、又は疾病にかかった子についての身の回りの世話をいい、病院への付添い等も含まれる。  また、負傷又は疾病の種類及び程度に特段の制限はなく、いわゆる風邪による発熱など短期間で治癒する疾病や小児ぜんそく、若年性糖尿病といった慢性疾患も対象となる。</p> <p>7-2. 「予防接種」には、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。</p> <p>7-3. 休暇の付与日数については、一の年において5日(その養育する<u>中学校</u>就学の始期に達するまでの子が2人以上</p>	休暇の名称	対応する表名称欄	配偶者出産休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称9		・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄14</u>	育児参加休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄10		・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄15</u>	子の看護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄11		・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄16</u>	介護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄12		・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄17</u>	<p>(定義)</p> <p>1. この通知において、使用する休暇の名称と表名称欄との対応関係については、次の表に掲げるとおりとし、これらの休暇を総称して「子の看護休暇等」という。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休暇の名称</th> <th style="text-align: center;">対応する表名称欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者出産休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称9</td> </tr> <tr> <td>育児参加休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称欄10</td> </tr> <tr> <td>子の看護休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称欄11</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>准職員等労働時間等規程第15条第2項表名称欄4</u></td> </tr> <tr> <td>介護休暇</td> <td>・職員労働時間等規程第25条表名称欄12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>准職員等労働時間等規程第15条第2項表名称欄5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1日分に相当する時間数)</p> <p>3. 時間又は分単位で取得した子の看護休暇等を日に換算する場合には、当該職員の1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合は、1日平均の所定労働時間数とし、1時間に満たない端数については、<u>15分未満</u>の端数は15分、<u>30分未満</u>の端数は30分、<u>45分未満</u>の端数は45分、<u>60分未満</u>の端数は1時間にそれぞれ置き換えた時間数）を1日分に相当する時間数とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">例) 1日の所定労働時間      7時間45分の場合  <span style="padding-left: 180px;">7時間45分</span>  <span style="padding-left: 180px;">平均5時間25分の場合</span>  <span style="padding-left: 180px;">5時間30分</span>  <span style="padding-left: 180px;">平均5時間50分の場合</span>  <span style="padding-left: 180px;">6時間00分</span></p> <p>(子の看護休暇について)</p> <p>7-1. 「負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話」とは、負傷し、又は疾病にかかった子についての身の回りの世話をいい、病院への付添い等も含まれる。  また、負傷又は疾病の種類及び程度に特段の制限はなく、いわゆる風邪による発熱など短期間で治癒する疾病や小児ぜんそく、若年性糖尿病といった慢性疾患も対象となる。</p> <p>7-2. 「予防接種」には、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。</p> <p>7-3. 休暇の付与日数については、一の年において5日(その養育する<u>小学校</u>就学の始期に達するまでの子が2人以上</p>	休暇の名称	対応する表名称欄	配偶者出産休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称9	育児参加休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄10	子の看護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄11		・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第2項表名称欄4</u>	介護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄12		・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第2項表名称欄5</u>
休暇の名称	対応する表名称欄																																
配偶者出産休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称9																																
	・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄14</u>																																
育児参加休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄10																																
	・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄15</u>																																
子の看護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄11																																
	・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄16</u>																																
介護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄12																																
	・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄17</u>																																
休暇の名称	対応する表名称欄																																
配偶者出産休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称9																																
育児参加休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄10																																
子の看護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄11																																
	・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第2項表名称欄4</u>																																
介護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄12																																
	・ <u>准職員等労働時間等規程第15条第2項表名称欄5</u>																																

の場合にあっては、10日)の範囲内の期間であり、請求時点の子の人数で判断する。ただし、中学校就学の始期に達したことその他の事由(以下「入学等」という。)により、中学校就学の始期に達するまでの子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、入学等の時点における残日時数(残日時数が5日を超える場合には、5日)の範囲内で、子の看護休暇を取得することができる。

の場合にあっては、10日)の範囲内の期間であり、請求時点の子の人数で判断する。ただし、小学校就学の始期に達したことその他の事由(以下「入学等」という。)により、小学校就学の始期に達するまでの子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、入学等の時点における残日時数(残日時数が5日を超える場合には、5日)の範囲内で、子の看護休暇を取得することができる。